



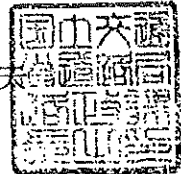
覚 書

警察庁丁規発第7号
国道政第5号
国鉄施第15号
平成13年2月2日

警察庁交通局交通規制課長 北村 滋



国土交通省道路局路政課長 大森 雅夫



国土交通省鉄道局施設課長 山下 廣行



踏切道改良促進法の一部を改正する法律（以下「法」という。）案の閣議決定に当たり、警察庁と国土交通省は、下記のとおり了解する。

記

- 1 国土交通省は、地方運輸局が法第3条第1項に規定する保安設備の整備について指定すべき踏切道を本省に報告しようとするときは、地方運輸局は管内の当該踏切道についてあらかじめ時間的余裕をもって、当該踏切道の存する場所を管轄する都道府県公安委員会から当該踏切道に関する交通安全上の意見を聴取するものとするよう措置すること。
また、国土交通省は、上記の措置のため地方運輸局に対して通達を発出する場合には、あらかじめ時間的余裕をもって、警察庁に当該文書の内容を通知すること。
- 2 警察庁及び国土交通省は、「大都市における道路交通円滑化対策について」（昭和63年7月28日交通対策本部決定）第一の一の（一）の③「踏切対策の推進」において決定された事項を尊重し、所要の安全対策が講じられる場合には、道路交通の状況、列車運行回数等を勘案し、相互に協力して、踏切信号機及び踏切連動信号機を整備するものとする。
このため、早急に、踏切信号機及び踏切連動信号機の整備に関する指針の策定にとりかかるものとし、当該指針に基づき、警察庁は都道府県公安委員会を、国土交通省は鉄道事業者をそれぞれ指導すること。
- 3 警察庁及び国土交通省は、相互に協力して、IT（Information Technology：情報技術）の導入による踏切関連交通安全施設の高度化を図るための研究開発を促進すること。
- 4 警察庁及び国土交通省は、第7次踏切事故防止総合対策に、平成13年2月2日付け警察庁交通局長、国土交通省道路局長及び同省鉄道局長覚書（警察庁丙規発第4号、国道政第4号、国鉄施第14号）並びに本覚書の趣旨が盛り込まれるよう相互に協力すること。